

事業計画書	児童養護施設 天理教三重互助園
-------	-----------------

令和7年度 事業計画

はじめに

この事業計画は、児童養護施設天理教三重互助園における内容について記載している。

1. 運営理念

児童養護施設天理教三重互助園は、社会福祉法人天理の基本理念に基づき、永年積み上げてきた児童養護実践を活かしながら、更なる養護実践の研鑽を目指し、社会的養護を必要とする子どもに対し、心身ともに健全な社会人として自立した生活を送ることができるよう支援することを目的とする。

事情あって家庭を離れざるを得なかった子どもの深い悲しみや挫折感を理解し、虐待などの不適正な環境の中で受けた心身の傷を、安心安全で安らぎのある暮らしの積み重ねの中で、子どもの育ちを大切にしながら支援に努めたい。

また、その目的遂行のため、基本理念や基本信条に沿い、全国児童養護施設協議会の倫理綱領を遵守するとともに、全国養護施設協議会の動向や三重県「社会的養育推進計画」を参考として児童養護の実践を行うものとする。

(1) 基本理念

「人の子も我子もおなじころもて おふしたててよ このみちの人」

この言葉(和歌)は、同じ法人内の児童養護施設の開院にあたり、天理教初代真柱、中山眞之亮様より、当時の職員へ向けて詠まれたものである。その意味するところは、「人の子も、わが子もおなじ心をもって、へだてなく教養育ててほしい、この道を歩む人々よ」と解することができる。

(2) 基本信条

「朝起き、正直、働き」の三つを基本信条とし、子どもたちが実践し、職員が養育支援する上での最も基本的な活動目標とする。

朝起き	○早寝・早起きのできる、元気でけじめのある子になりましょう。 ◇職員は、日課を正し、安定した暮らしを提供しましょう。
正 直	○素直な心で、自分のすべきことができる子になりましょう。 ◇職員は、自分の言動に責任を持ちましょう。
働 き	○まわりの人と仲良くたすけ合える子になりましょう。 ◇職員は、チームで協力し、たすけ合う姿を子どもに見せましょう。

2. 基本方針

天理教教祖の親心を通して、本教信仰の陽気ぐらしの精神を体得せしめ、将来明朗闊達にして社会に貢献する人間に養育することを目標に、真心をもって規律ある日常生活を営む。

「人の子を預かって育ててやるほどの大きな助けはない。世話させてもらうという真実の心さえ持っていたら与えは神の自由で、どんなにでも神が働く。案じることはいらんで」

小規模児童養護施設基本方針

「安心、安全、安らぎ 心の基地から未来を拓く

一人ひとりの未来へ紡ぐ 一人ひとりの未来へ繋ぐ」

第1章 事業計画重点項目

1. 天理教三重互助園社会的養育推進計画・整備計画

〈これからの方向性〉

「新しい社会的養育ビジョンについて」では、家庭養育優先の原則が明確に示され、まずは児童が家庭において健やかに養育されるよう保護者を支援し、家庭における養育が適当でない場合は、児童が

「家庭と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう養子縁組や里親委託を推進するとされている。そして、そういった措置が不調な場合や、家庭養育が困難なケアニーズの高い子ども、虐待等で家庭的な生活に拒否的な子どもについては、施設措置を行うとされ、それも地域小規模児童養護施設や小規模グループケアといった地域分散化、小規模化を図ったうえで「できる限り良好な家庭的環境」において児童を養育するという方針が打ち出された。

そしてまた、児童養護施設はその専門性を活かして「ケアニーズの高い子ども」への対応や、ショートステイ、トワイライトステイなどの地域における子育て家庭の支援、さらには、地域や家庭からの相談等に応ずる事業、児童相談所からの一時保護専用施設の受託、里親の開拓や支援、社会的養護経験者の自立支援など、高機能化・多機能化を進めていく事がさらに求められることとなった。

それらを踏まえて、今後の本体施設の定員数についてや、小規模な養育環境の整備の推進を進めるとともに、施設の高機能化・多機能化も見据えた施設整備を、今後の入所児童の見込み数や県の動向を常に把握しながら、検討をしていかなければならないと考えている。

まずは、今年度より、すべてのユニットを6名定員として開始する。

措置延長児童の自立支援については、グループケア定員とは別の枠で支援を行うことができるよう、今年度は引き続き本体施設定員を24名と据え置き、丁寧な自立支援を行っていく。

来年度以降の本体施設定員数については、県の動向や地域のニーズ等を考慮し、県とも相談の上決めていきたい。

いずれ、小規模化養育の環境を整えるために、本体施設建物を定員6名の小規模グループユニット化、また一時保護児童やショートステイなどの短期利用の居室確保等に向けて、令和11年度末までの後期計画期間内の適当な時期に施設整備を進められるよう協議を重ねたい。

2. 児童の権利を擁護し、児童を尊重した養育支援の実施

私たちは、子どもの可能性を信じ、社会と他者と繋がりながら主体的に生きることのできる子どもたちへと育んでいける人に育つよう、職員一人ひとりは、基本理念に心を寄せる努力をする。

権利擁護係を中心とした子どもへの勉強会を定期的実施したり、倫理綱領の周知を図るなどして、子どもの権利を大切にすべく努める。

子ども達一人ひとりの意見を聴く時間を設けて、その意見に対して真摯に取り組み、丁寧に返していく。

セカンドステップやCPA、家族会議等を通して養育支援の実施を行っていく。

3. 小規模で家庭的な養育支援の実践

小規模で家庭的な養育の提供に努め、子ども間のコミュニケーション・関係性に配慮しながらともに尊重し合い、子どもたちが自分も大切に、また相手も大切にすることを大事にしていく。

4つの家での家庭的な環境の中で、職員が食事の買い物から食事作りも含め行っていく。子どもの居室の個別空間の確保や、各家の団らんの空間も設けていく。

いろいろな経験の場を応援し、子どもを健やかに心豊かに育てていく。

- ・子ども一人ひとりに更に関心を向け、表面化されない思いを分かろうと努める
- ・傾聴のスキルを身につける
- ・効果的に機能するコミュニケーションを学ぶ(表情、あいづち、笑顔など)
- ・細かな情報共有を行う

”感謝・共感・謙虚”な気持ちを忘れずに

何より、子どもたちや保護者とともに、職員も共に育っていける存在でありたい。

4. 自立支援

それぞれの子どものに応じた時期を見定めながら、各家で自立訓練を行っていく。

支援が必要な子どもに対しては関係機関と検討をし、子どもの同意のもと措置延長を積極的に行っていく。

自立支援担当職員を中心に、自立を支援していく。

- ・子どもの特性を理解する
- ・関係機関や学校と情報や方向性を共有する
- ・地域の企業と繋がる
- ・子どものアルバイトを推奨する

リーディングケア・アフターケアの充実の為、専属の自立支援担当職員の配置(確保)を目指す

5. 職員全体のチームワークの向上

子どもたちの育ちの伴走者である職員は、基本理念・基本方針を土台として、感謝・慎み・たすけあいの心で、支え合い、助け合い、一手一つの心で、子どもたちを育ていけるよう心を尽くす。

各家での会議等の充実に努め、また全体での情報共有や連携の場を意識的に設定する。

・運営委員会、リーダー会議を通して各家、各職員の状況を出来る限り把握しチームワーク力に繋げる。

・福利厚生にも力を入れ、職員のチームワーク向上に取り組む。

・会議において、一人ひとりが意見を言いやすい会議を目指す。

6. 地域支援、家庭支援、退所児童支援の充実

地域における子育て支援への取り組みは、児童家庭支援センターわかぎと連携し、児童養護の実践で培った経験を活かして、各市町村からの子育て短期支援事業等、地域のニーズに応じた積極的な子育て支援ができるように努める。

地域行事への積極的な参加を行い、さらに、児童家庭支援センターわかぎを軸として、地域のニーズに合った子育て支援を展開していく。

家庭支援専門相談員を中心に、児童家庭支援センターわかぎ職員と連携し、親子関係再構築・維持・修復に向けて、子どもを中心に親子・家族交流や、イライラしない子育て法等、具体的なトレーニングの実施に努める。

退所児童のアフターケアについても、自立支援担当職員、アフターケア係を中心に、児童家庭支援センターわかぎ職員と連携し、退所後の相談・支援にも一層力を入れて取り組む。

7. 人財確保・人財育成・人財定着と働きやすい職場づくり

人財の確保が難しい状況の中、施設実習や見学を積極的に受け入れ、さらにホームページや SNS からの情報発信も行い、施設の取り組みを知ってもらうことにさらに力を入れる。

令和4年度に立ち上げた人財アプローチ係を中心に、各学校や学生へのアプローチも積極的に行う。また、内定者へのフォローにも努め、スムーズな入職が出来ることを目指す。

育成についても人財育成委員会を中心に、研修企画や研修参加を通して、人財育成と資質向上を目指す。SV(スーパーバイズ体制)のさらなる充実も図る。

また、処遇改善や勤怠管理、メンタルヘルス等を通して、働きやすい職場を作り、人財定着を目指す。

8. 信頼される組織運営

基本理念・基本方針を土台として、感謝・慎み・たすけあいの心で、支え合い、助け合い、一手一つとなって養育支援に心を尽くす。

経理規定に基づく適切な会計業務を行うとともに、内部管理体制を構築する。

法人による定期的な内部監査を行うことにより、適切かつ効率的な管理体制の持続及び徹底を行っていく。また、その内容を理事会へ報告し、今後も内部統制の意識を継続する。

施設内においてもコンプライアンス体制の強化を図り、業務の透明性が高まることを目指す。

今年度、第三者評価を受審する。

児童の財産管理に対して、児童本人と担当職員による定期的な台帳作成と複数の会計担当者による確認作業を行う。また、通帳管理者と印鑑管理者を別にした体制を敷き不正使用の防止に努める。

9. 労働環境衛生推進

労働環境衛生推進委員会を中心に、施設内の安全衛生管理を円滑に推進していく。

令和5年度から職員のメンタルヘルスの為、心療内科の心理カウンセラーと契約を行い、高ケアニーズの子どもへの支援に関するスーパーバイズや、職員のカウンセリングや相談なども行っている。令和7年度も引き続き実施する予定。

第2章 施設の概要及び人員の推移

1. 施設の概要

- (1)創 設:昭和 23 年 3 月
 (2)運営主体:社会福祉法人 天理
 (3)理 事 長:板倉 知幸
 (4)名 称:児童養護施設 天理教三重互助園
 (5)施 設 長:山路 英子
 (6)所 在 地:三重県伊勢市倭町 30 番地 1 地域小規模児童養護施設は下記に記載
 (7)児童定員:30 名
 (8)設備など:①の本体施設は鉄筋コンクリート 2 階建て 2 棟、②と③の地域小規模児童養護施設は木造 2 階建て 2 軒

①本体施設(平成 21 年 9 月より)

敷地面積:共用棟:2.873.45㎡ たいようの家:304.20㎡ つきの家:255.33㎡
 つきの家児童定員 6 名 たいようの家 児童定員 6 名

児童棟	キッチン、リビング、ダイニング、浴室、トイレ、児童居室 外部倉庫、
事務所棟	応接室、会議室、団らん室、トイレ、倉庫

②分園型小規模グループケア ひだまりの家(令和 6 年 4 月) 定員 6 名

児童棟	キッチン、リビング、ダイニング、浴室、トイレ、児童居室
-----	-----------------------------

③地域小規模児童養護施設 かすみそう(平成 30 年 4 月) 定員 6 名

児童棟	キッチン、リビング、ダイニング、浴室、トイレ、児童居室 外部倉庫
-----	-------------------------------------

(9)嘱託病院:徳田ファミリークリニック

(10)実施事業:小規模グループケア事業 2 か所、分園型小規模グループケア 1 か所、地域小規模児童養護施設 1 か所、子育て短期支援事業

(11)HP: <https://miegojyoen.com>

(12)付置施設:児童家庭支援センターわかぎ

2. 児童の受け入れ

(1)入所児童年間平均予想

- ①本園グループホーム 2ヶ所 …10~12 名
 ②分園型グループホーム 1ヶ所 … 5~6 名
 ③地域小規模1ヶ所 … 5~6 名

(2)一時保護児童年間平均予想

1~1.5 名(年間 12~18 ケース)

※県内 6ヶ所の児童相談所(南志・中勢・北勢・紀州・伊賀・鈴鹿)

(3)子育て短期支援事業

①事業内容:ショートステイ

②契約市町数:11市町

○伊勢市 ○鳥羽市 ○志摩市 ○玉城町 ○南伊勢町 ○津市 ○松阪市 ○明和町 ○多気町 ○尾鷲市 紀北町
--

3. 職員について(本園及び地域1か所)

(1)職員数 ※令和 7 年度当初予定

○施設長 1名	○里親支援専門職員 1名
---------	--------------

○統括主任	1名	○家庭支援専門相談員	1名
○副主任	1名	○自立支援専門相談員	1名
○保育士(パート含む)	9名	○心理相談員	1名
○児童指導員(パート含む)	7名	○家事支援員	4名
○事務	2名	○嘱託医	1名
○栄養士	1名		

(2) 主な資格

○施設長 ○児童指導員 ○保育士 ○社会福祉士 ○栄養士

第3章 事業計画

1. 会議・連絡会

下記の通り、会議・連絡会を定期的に行い、運営と養育・支援の適正化と質の向上に努める。

(1) 職員会議(三重拠点連絡会、互助園全体カンファレンス)

毎月一度、全体会議である三重拠点連絡会を実施。子どもの入退所の状況報告や各委員会・係からの報告を行い、各家や心理士からの特別連絡事項も確認する。

また、児童家庭支援センターわかぎなどからの報告も行う。

三重拠点連絡会議後には、天理教三重互助園全体カンファレンスを行い、子どもの養育支援に対して更に詳しく状況報告を行い、共有をしていく。また、研修報告も実施し、全体としての養育力向上なども目指していく。

状況に応じて、オンラインも活用しながら会議を実施していく。

(2) 養育・支援会議

週に1回、子どもの養育・支援に関するカンファレンス・会議を各家で実施する。

施設で生活する子どもの支援は、個々の生活課題への支援と家庭に関わる課題への支援、そして、自立という成長過程を見据えた支援に分けて考えることができる。主に子どもの現状の生活課題に関するアセスメント方法や支援方法について検討を行い、子どもによっては、家庭支援専門相談員(FSW)を交えて、家庭状況に関するアセスメント方法や支援方法について検討を行う。又、個々の自立に向けて、子どもの成長(発達)段階に応じた自立支援の方法についての検討を行う。

又、各家でのカンファレンス・会議は、子ども支援の質の適切さと向上を目指すと共に、担当職員のキャリア教育の機会として活用する。

(3) 運営委員会

組織的な決定が必要な際に、運営委員会メンバーで審議し議決する。毎月、2回程度のペースで実施予定。

だれもが議題を上げることが出来、議題に関係するオブザーバーも参加しながら、組織にとって最善の決定ができることを目指す。

(4) 各ケースカンファレンス

本体施設、地域小規模児童養護施設共に各家で、専任職員、SV、心理相談員等が参加し週に1回からの定期的な、入所児童の状況報告や課題等の共有と協議をしながら、良い支援方法を検討していく。会議では生活のルールや変更事項、子どもから上がった議題等の検討を行って決める。

また、年に1~2度、児童精神科医の先生と共に、子どものケースカンファレンスを実施し、日頃の支援に活かすことを目指す。

(5) 園内研修

各家ケースカンファレンスや、メンタルヘルス研修、権利擁護や危機管理など、必要なものについては年間計画を立て、係や委員会、各家を中心に園内研修を実施する。

養育のスキルアップや危機管理の向上など、それぞれの目的に応じて園内研修を実施する。

(6) 連絡会

南勢志摩児童相談所との定期的な連絡会を行い、子どもの様子や保護者とのやり取りなどの報告

を行う。その他の児童相談所とも、年度初めに援助指針についての話し合いを行う。

2. 生活支援

(1) 各家運営

① 本体施設

<担当体制>

つきの家	男児グループ。グループリーダー及び専任ケアワーカーを中心に、ケアワーカーやサポーターと共に、小舎制で家庭的な雰囲気の中で、年齢や個性に応じた支援ができるように努める。
たいようの家	女児グループ。グループリーダー及び専任ケアワーカーを中心に、ケアワーカーやサポーターと共に、小舎制で家庭的な雰囲気の中で、年齢や個性に応じた支援ができるように努める。

② 分園型小規模グループケア

<担当体制>

ひだまりの家	男児グループ。グループリーダー及び専任ケアワーカーを中心に、ケアワーカーやサポーターと共に、小規模養育で、家庭的な雰囲気の中で、年齢や個性に応じた支援ができるように努め、自立に向けた支援に繋げていく。
--------	--

③ 地域小規模児童養護施設、

<担当体制>

かすみそう	女児グループ。グループリーダー及び専任ケアワーカーを中心に、ケアワーカーやサポーターと共に、小規模養育で、家庭的な雰囲気の中で、年齢や個性に応じた支援ができるように努め、自立に向けた支援に繋げていく。又、地域の一人としての家庭経験より地域で生きていく力が、身に付くような支援をする。
-------	---

<児童グループ構成>

定員	棟・グループ	対象児童	年間予想人員
30名	つきの家	男児	6名
	たいようの家	女児	6名
	分園型小規模グループケア「ひだまりの家」	男児	6名
	地域小規模児童養護施設「かすみそう」	女児	6名
		自立訓練児童	6名

(2) 食生活

- ① 子どもにとって愛着や関係を育むという視点から、日常的な支援である「食」を大切なものと位置づけ、食の養育における意味を「人間関係」形成上の大きな要素と捉える。そのために、「食」を中軸とする食卓のコミュニケーションが子どもとの関係を紡ぐ大切な場所として取り組む。このことから、施設的な食事環境から家庭的な食事環境への移行を目指す。
- ② 子どもにとって「食」とは、最も幸せを感じ満足感を味わう大切な日課であることと捉え、子どもの心の豊かさを育む。また、命の戴きから感謝を学ぶことで、マナーや心遣いなどの社会性を養う。
- ③ 子どもにとって「食」とは、身体の成長に欠かせないものと捉え、職員は栄養バランスに考慮し、季節感を感じ取り心のこもった食事を提供する。さらには、定例給食会議を開き、担当者で意見を交換する等と更なる工夫を重ね、より良い家庭的な食卓づくりに取り組む。
- ④ 本体施設「つきの家」及び「たいようの家」では、平成31年度当初より、全食ユニット調理を確立し、栄養士による献立作成、直接処遇職員による買い出し・食事作りによって、出来立ての食事を共に食卓で囲んで味わうなど、より家庭的な食卓づくりに取り組む。

- ⑤分園型小規模グループケア「ひだまりの家」及び地域小規模児童養護施設「かすみそう」は開設当初より、全食ユニット調理を確立し、栄養士による献立作成、直接処遇職員による買い出し・食事作りによって、出来立ての食事を共に食卓で囲んで味わうなど、より家庭的な食卓づくりに取り組む。
- ⑥自立を控えた子どもには、「食」に対して自立が行えるよう、それぞれにあった自立訓練の実施に取り組む。
- ⑦子どもの誕生日には担当職員と外食を行い、予算の範囲内で自分の選んだ物を食べる体験、誕生日に大人と有意義な時間を過ごす体験をする。
- ⑧本体施設「つきの家」「たいようの家」、分園型小規模グループケア「ひだまりの家」小規模児童養護施設「かすみそう」令和4年度より、食材の宅配サービスを活用して、職員の負担を減らすように取り組む。
- ⑨本体施設敷地内に畑を耕し作物を育てることを行い、子どもたちが自然に対して感謝の気持ち、栽培することに対して挑戦する気持ち、収穫することに対する達成感を体験し、「食」に対する関心を高める。

(3)衣生活

- ①措置費より衣服費は、年に2回、年齢に応じて出費額を定め、それぞれの季節に備えている。購入に当たっては、子ども自らが好みの衣類を選べるように、一緒に買い物に行き、また、年齢に応じては自分で買い物に行けるようにも支援する。
- ②常に清潔で季節や学齢期に相応しい衣服を身につけられるように整理整頓をともに行い、洗濯・着用出来るように支援する。
- ③入所時には子どもの持ち物に応じて衣服を用意し、持参した大切なものは、着られなくなったのも、子どもの気持ちを尊重し大切に保管をする。

(4)経済観念の育成・財政管理

- ①年齢に応じた小遣い(生活訓練費)を毎月支給し、経済観念を養う。また、帳簿を基に出納管理の指導を行う。
- ②児童手当や特別給付金、小遣い貯金等に関しては、毎月必ず通帳の記帳を行い、子ども本人が、自らの所持財産を担当職員と確認の上、書面化し、記銘を行う。
- ③児童の年齢や成長に合わせ必要物品管理の習慣を身につけるために、アルバイト代金の管理用口座のキャッシュカードを持たせることや、生活必需品の購入などを決められた金額内で実施することで生活力の向上を支援する。

(5)住環境

- ①子どもを取り巻く「住」環境とは、安全を確保し、安心を感じることでできる場所であることと捉え、その上で、建物の内外装、設備、家具什器、庭の樹木、草花などに至るまで、そこで生活する子どもが大切にされていると感じられるよう施設整備・美化活動に努める。
- ②子どものプライバシーや自主性を尊重し、一人一人個々の空間を確保する。また、年齢や子どもの状況に応じて個室を用意する。
- ③共用スペースであるリビングや食卓等を職員や他児とのコミュニケーションによって社会性を育む大切な場所とし、家庭的な雰囲気の中で支援に取り組む。
- ④各子どもの居室については、子どもそれぞれが発達段階に応じて整理整頓や掃除等の習慣が身につくよう支援に取り組む。

(6)衛生関係

- ①感染予防等の研修会に積極的に参加し、職員全員でマニュアルの周知と情報共有を行い、施設内の安全の確保に更に努める。各種感染症対策マニュアルを情勢に応じて見直し改定を図り、必要な対策を講じる。
- ②引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止に努める。

(7)医療関係

- 発達段階に応じて、起床から就寝までの一日の生活を自立へ向けての大切な躰とし、丁寧に習慣化へと導き、年齢を重ねながら、健康に対する自己管理の大切さと必要な技術を習得させ、生涯に役立つ基本的習慣を確立させるように努める。
- こうした過程の中で、必要に応じて、医療機関での予防への対応、処置、指導を受けられるように、

協力体制を構築し、健康と安全に対しては万全の対応をとって、事故のないよう万全を期す。

①委託病院(嘱託医)及び連携内容

委託病院	徳田ファミリークリニック
健康診断	・児童定期健康診断は、年に2回実施。1回目は、クリニックにて検尿、聴力・視力等の検査を行い、後に嘱託医が来園し本園・分園型小規模グループケア児童は問診を受ける。地域小規模児童は、クリニックにて問診を行う。2回目(冬季)は、クリニックにて問診を受け、インフルエンザの予防接種を受ける。・職員健康診断は、冬季に1回実施。クリニックにて検査を実施後、インフルエンザの予防接種を受ける。

②委託病院以外の主な受診先

小児科・内科・耳鼻科・皮膚科・整形外科・歯科・眼科・精神科…等。

③予防接種について

入所時に、親権者に「予防接種に関する同意書並びに委任状」を記入して頂く。母子手帳の予防接種欄を確認し、未接種のものや、受ける必要がある予防接種や時期を確認する。時期の過ぎている未接種でも、病院の先生が可能であると認めた予防接種については、実費で受けることができる。母子手帳がない子どもは、再発行と共に保健センターにて予防接種台帳を確認してもらう。

④入所児童の入院について

入院が必要な子どもがいる場合は、その都度、親権者に同意を頂く。

⑤医薬品管理

各家に医療係を設置し、各家にて常備薬を管理する。

内服薬	解熱鎮痛剤、酔い止め、風邪薬
外用薬	消毒液、湿布薬、オロナイン、ムヒ
備品	絆創膏、サージカルテープ、包帯、ガーゼ、綿棒、爪切り、体温計、マスク、耳かき、ピンセット、冷えピタ、テーピング

(8)心理療法

心理療法担当職員として、臨床心理士(公認心理師)あるいはそれに準ずる学歴を持つ者を常勤配置し、児童相談所助言の下、心理療法が必要と思われる児童の心理療法並びに職員へのコンサルテーションを実施する。

①プレイルームは約30㎡の部屋を使用。

※心理療法(プレイセラピー)の時間と空間は、誰からも干渉されることのないものとして事前に対象児童に伝え、取り組みを行う。

②実施する主な心理療法並びにコンサルテーションは以下の通り。

・心理療法 ・心理検査 ・生活場面面接 ・施設職員等への助言及び指導 ・ケース連絡会及び、入所時のケース説明への出席 ・その他
--

(9)リービングケア

アドミッションケア～インケア～リービングケア

①アドミッションケア

子ども一人ひとりの入所決定時に作成される入所計画に基づき、個別アセスメントやユニットでの生活の手引き、対人スキルワークなどの実施を行い、子どもの園での新生活をサポートする支援を行う。

②インケア

年度初頭に、短期、長期の個人目標、地域支援、家庭支援の項目に基づいた児童個別の自立支援計画の作成を必須としている。子どもを預かり育てるといふ最も重要な目的を進めるための、養育指針となるものであり、子ども一人ひとりの人となりを十分に認識理解した上で、はじめて間違いのない日常の養育活動の基礎ができる。グループで討議し、全体で再度観察評価して方針を定め、最後に施設長、主任、基幹的職員、心理士の認定をもって、子ども一人ひとりに時間を設け、今年度の支援計画についても意見を聴き、子どもと共有し、場合によっては保護者とも共有しながら、年間の

課題、目標に意欲的に取り組めるよう導く。

③リービングケア

各子どもの進学または就労支援について、各家担当職員と相談・計画し、事前に打ち合わせを行いながら、情報提供(奨学金、学校情報など進路への心構え、計画等)やアドバイスを必要に応じて実施している。今後は関係機関等と連携を強化し、個々の進路実現に向けた支援を積極的に実施する。その他、安心して失敗出来る環境の中、実際に社会に出て生活をしていくために必要な事(食材の買い物も含めた食事作り、1人での受診、公共交通機関の利用、電話の対応等)の体験を積み重ねさせることや、セカンドステップ、頑張り表、自立のための勉強会等を計画的に実施するなど、社会に出てからの自信に繋げられるようにする。

(10)アフターケア

施設退所後のアフターケアについて、アフターケア係を中心に行っていく。

必要性に応じて、可能な限り対応できるよう努める。また、施設へ気軽に顔を出すことや、相談ができるように場の設定を行う。アフターケアの対応後は記録を作成し、情報共有を行い、退所者の状態を把握するように努める。

誕生日には住所の把握が出来ている退所者に対して、誕生日メッセージカードを送付する。

アフターケアを充実させるため、退所から一年間は、退所児童一人ひとりに専属のアフターケア担当者进行している。マニュアルに沿って、定期的な連絡または訪問を行っていく。

また、定期的に施設にも招いて茶話会形式で近況を聞いたりなどして、状態の把握を行う。また、退所児童や元職員を招いての交流会も計画的に実施していく。

児童家庭支援センターわかぎと情報共有に努め、支援を検討していく。

(11)ライフストーリーワーク

社会的養護のもとで暮らす子どもの日々の生活や様々な思いに光をあて、自分は自分であって

いいということを確認、自分の生い立ちや、家族との関係を整理し(空白を埋め、輪郭をつかむ)

過去-現在-未来をつなぎ、前向きに生きていけるように支援する。

ライフストーリーワーク係と生活担当のケアワーカーが協議を重ね、子どもにライフストーリーワークを実施する段階や内容について検討を丁寧に行い、必要な段階やタイミングで、必要な内容を伝え、振り返り、子どもの生い立ちを整理する。

ライフストーリーワークには、真実告知と生い立ちの整理(振り返り)の2つがある。ライフストーリーワークを行う際には、事実を子どもに伝えることだけを目的とせず、子どものニーズに沿って、段階を踏んだライフストーリーワークの実施を行う。子どもが疑問に感じたことに対して、収集した事実を丁寧に伝える。さらに、虐待体験ばかりに焦点を当てるわけではなく、また好ましい記憶ばかりを共有するわけでもなく、その当時あった出来事や出会った人の記憶を整理していく。

園内研修を通して、全職員がライフストーリーワークの基礎知識・取り組みを学び、子どもにとってライフストーリーワークが必要なタイミングを見逃がさず、実施していけるようにする。

係は、外部研修に積極的に参加し、ライフストーリーワークの新しい知識や情報を得る。

3. 余暇活動

月	社会行事	学校行事	生活指導目標	施設管理等	施設行事	職員研修
4	昭和の日	入学式 始業式 健康診断	学校生活に慣れる 規則正しい生活	防災訓練	教祖誕生祭 春休み行事 新入学お祝い会	新任研修 施設長学習会
5	憲法記念日 みどりの日 こどもの日	遠足 中間テスト	友達をつくろう 学習時間を大切に	防災設備点検	児童一時帰省 GW行事	主任職員研修 中堅職員研修
6		修学旅行 社会見学	遊びの工夫 学習時間を大切に	設備拡充 防災訓練	夜店見物	三社協研修 中養協研修

7	七夕 海の日	期末テスト 保護者会 終業式	遊びの工夫 夏休みの計画を 立てる	設備拡充 夏休み計画 防災訓練	花火見学 こどもおちばがえり	三養協研修 三社協研修
8	山の日 お盆	夏休み クラブ活動	創意工夫 規則正しい生活 計画の実行と反省	夏休み計画 設備点検	夏休み行事 児童一時帰省 残園児行事	
9	敬老の日 秋分の日	始業式 運動会 実力テスト	規則正しい生活 読書に親しもう 体力作りへの挑戦	防災設備点 検 防災訓練		性教研研修 三社協研修
10	体育の日 伊勢まつり	遠足 授業参観 中間テスト	うがいの実行 体力作りへの挑戦	児童自立支 援計画検討 防災訓練	秋季大祭 伊勢まつり	全養協研修
11	文化の日 七五三 勤労感謝の日	文化祭	うがいの実行 時間を守ろう	設備拡充 児童健康診断		三社協研修 キャリアパス 研修
12	天皇誕生日	期末テスト 保護者会 終業式・冬休み	うがいの実行 規則正しい生活	冬休みの計 画 防災訓練	健康マラソン 迎春準備 児童帰省	中養協研修
1	「元旦」 成人の日	冬休み・始業式 学力テスト	規則正しい生活 うがいと手洗い	進路会議 防災訓練	お正月行事 お節会 春季大祭	三社協研修
2	節分 建国記念の日	学年末テスト	うがいと手洗い 遊びのくふう	防災訓練	節分豆まき	三社協研修
3	ひなまつり 春分の日	公立高校受験 卒業式・終業式 春休み	一年の振り返り 新学期への準備 児童自立支援計画 策定	春休み計画 防災設備点検	ひなまつり 卒園児童お祝い会 (巣立ちの会)	措置費担当 者会議

4. 学習活動

担当者を整備し、子どもの発達に合わせた学習・進路指導が出来るよう、また、子どもが「最善の利益」にかなった進路の自己決定が出来るように、保護者、学校、児童相談所と十分な協議、連携を図り、支援する。

(1) 学習指導及び進路

- ①小学生の基礎学力対策として、希望する子どもに対して、学習サポーターによる週一回の学習支援を行い、小学生全体の学習姿勢に良き効果をもたらすよう導く。
- ②中学生・高校生には、学習塾の活用を促し、学力の向上を図る。また、部活動への参加を推奨し、文武両道を励行する。中学生・高校生で受験を控える児童には、学習方法や学習計画と一緒に考えるとともに、受験勉強にしっかりと向き合えるよう寄り添う支援を行う。
- ③高校生には、積極的にアルバイトを推奨し、その経験が就労する力へと結びつくよう支援する。
- ④学習を卓上での勉強のみに限定せず、生活全般におけるスキルの獲得を学習とし、お手伝いや買い物等、様々な経験を通して広く生活・社会スキルが向上するよう支援する。

(2) 性教育

- ①性教育の目標として、性の問題だけにとらわれず、生きる教育、生まれる教育、自分を大切にすること、自己肯定感を高めることも目標として取り組む。
- ②子どもの年齢発達段階に応じて、自らの性と共に異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性について正しい性知識を得る機会を設け、社会の変化に伴って、柔軟な性教育を実施していく。また、必要に応じては個別で学ぶ時間を設け、子どもたちが本音を出して質問や意見を出し合い、その中で正しい情報や知識を学べるような場を積極的に提供する。
- ③担当職員は各家への性教育実施を促し、職員全員が日常生活の関わりの中で性をタブー視せず、子どもの疑問や不安に答えられる知識、技術を培う。
- ④SNSなどの情報分野において、他機関と連携し、職員が率先して危機意識を持ち、正しい知識を学ぶことで、性教育の立場として日常から子どもと共にSNSの利用について考えていく。

(3) セカンドステップ

- ①本体施設、分園、小規模ともに実施の必要とされる子どもに対して定期的な実施を行う。生活の場とも照らし合わせながら対人スキルを身につけ、自尊心を向上させ、社会に出てからの自信に繋がられるようにする。
- ②セカンドステップ実施の資格がない職員に対しては、随時、外部研修にて取得を促し、子どもたちへの実施を積極的に行ってもらえるように整えていく。
- ③セカンドステップ実施後の評価を行い、児子どもに合わせたステップを見極め、より効果的になるよう支援していく。

5. 権利擁護

(1) 権利擁護

- ①「全養協倫理綱領、児童福祉法、児童憲章、子どもの権利条約、三重県子ども条例、更に児童虐待の防止案に関する法律等に掲げられている理念を遵守する」を基本理念として、子どもを尊重し、最善の利益のために尽力する。また、全養協倫理綱領を職員が周知できる機会を設ける。
- ②権利擁護についての園内研修を行い、養育支援の基本とし日々の養育の中で、子ども達自身が「大切にされている」と感じられるようにする。
- ③子ども達に対して自分の権利や皆の権利についての勉強会を今後も継続して実施し、権利に対する意識を高めていく。また、子どもの気持ちを汲み取るものの一つとして、権利箱の設置を行っている。今後も、子どもの権利を守る為、設置を継続する。また新規入所児童には入所アセスメント個別対応時もしくは、その児童にとってタイミングの良いと思われるなるべく早い時期に係より伝える。今後も子どもたちにとって分かりやすく使いやすい権利箱となるよう必要に応じて改善を図る。
- ④入所に当たっては、時間をかけて丁寧に受け入れることを前提としてアセスメントを重視し、どの子どもも混乱せず安定した生活ができるように、以下のことを行っていく。
 - ・入所前には、新たに入所する子どもの大きな不安が少しでも和らげることを目的として、一時保護所への面会は可能な限り最低2回は行う。
 - ・担当者との人間関係づくりを行うことを目標に、2泊3日程度別棟にて仮住まいをしながらケアワーカーと寝食を共にし、安心・安全な施設であるという気持ちをできる限り抱いて、各家の生活へと入ることができるようにする。
 - ・各家に入る前には、必要なものを一緒に買い物に行き揃えたり、ルールの説明をしたり、また、性教育やセカンドステップ、聞き取りや心理士との面談等を行う。

(2) 個人情報保護

- ・個人情報媒体の徹底管理 子どもや保護者に関する重要書類を、施錠可能な所定場所(資料室)で一括管理する。
- ・児童管理システムの活用 子どもの情報はPCによる入出力を行い、入出力や閲覧の権限管理も行う。
- ・記録等に関する規定等の整備 記録に関するマニュアルや記録の管理規定、写真管理マニュアルの作成を行う。
- ・写真の保護者同意掲載の徹底 学校や地域の広報に掲載される場合などは、保護者の意向を常に確認する

(3) プライバシー保護

入所児童が他の人に「知られたくない」と思うような情報を、本人の同意なく無断で人へ話すことや、使用、閲覧、収集することのないように努める。児童居室においても、掃除や洗濯物を運ぶなどの必要最低限以外の入室をしないよう努める。入浴や排泄時に職員の介助が必要な際も、他児の目に触れないよう配慮する。子ども・職員それぞれが入浴の際には、安易に入室しないよう必要に応じて施錠を行う。

(4) 苦情解決

苦情解決委員会を設置し、利用者からの苦情・提言に適切に対応する体制を整え、苦情・提言の解決に努める。

(5) 子どもの意向の尊重

① 各家の家族会議

各家で、週に1回からの定期的な家族会議を実施する。レクレーション決めや生活上の約束の確認、新たな意見を取り入れながら話し合いや相談をする。

② 意見箱

各家に意見箱を設置し、子どもが自由に意見を表明できる機会を確保する。意見箱に入れられた意見は、宿直職員が確認を行い、権利擁護係や意見によっては園長が直接確認を行い、適切に対処するよう努める。

(6) 被措置児童等虐待対応

全国児童養護施設協議会発行の「児童養護施設における人権擁護のためのチェックリスト」を年間4回に分けて、権利擁護係が中心となり全職員が実施する。実施後は毎回権利擁護係で確認を行う。

6. 渉外関係

(1) 行政関係

措置費の申請事務や職員配置の確認業務については、県庁(子育て支援課)、子どもの入退所や措置変更、一時保護委託については、北勢・鈴鹿・中勢・南勢志摩・伊賀・紀州児童相談所、ショートステイについては、各市町村の児童福祉課などと、行政関係へ窓口となる職員を特定し、円滑な連携に努める。

(2) 学校関係

子どもにとって学校は日常活動の多くの時間を過ごす場であり、学習の機会や定着とともに、同年代集団の関わりによる情緒的、社会的発達促進という役割を保障する場である。学校と施設が、子どもの個性を理解しつつ、より子どもが育つ環境として適切な環境となるよう密に連携し続ける。互いの役割とその機能と限界について双方向に理解に努め、子どもに不利益が生じることが少なくなるように努める。

① 学校との連絡会の実施

各子どもの状況(新入所・進学等)や必要に応じ、児童相談所など関係諸機関を交えての連絡会を開催し、教育現場と生活現場との情報共有に努める。

② 保護者会活動や行事等への参加

できる限り積極的にPTA・学校行事等にも参加し、関係構築に努めていく。

(3) 施設関係

三重県児童養護施設協議会へ参加

月1回実施される上記協議会へ施設長が参加をしている。また、上記協議会にある心理職等部会活動に施設心理士が参加している。

(4) 地域貢献活動

伊勢市内の「お伊勢さんウォーキング」に参加し、地域との交流を深める。また、「お伊勢さんウォーキング」の帰りには参加児童、参加職員でのゴミ拾いを実施し、地域の環境美化にも貢献する。

各校区や各自治会等の行事等へ積極的に参加をしていく。

また、式年遷宮に備えての地域参加行事「お木曳」にも子ども・職員ともに参加をしていく。

(5) 実習及び研修受入

後進育成を目的に、保育士、社会福祉士といった資格実習、児童養護施設への理解を深めるための自主実習まで幅広く受け入れている。

(6) 里親支援

- ①今年度も継続して管轄児童相談所地域の里親訪問を行う。また地域里親会とも協働し、里親サロン等を施設で行い、施設が地域交流の場となれるようにしていく。
- ②里親啓発活動の一環として、伊勢市や近隣の市町と児童相談所などと協力し、里親制度説明会を行う。また、実習生にも社会的養護における里親制度と施設の役割を伝えていく。
- ③里親施設実習も積極的に受け入れ、里親の養育力向上に貢献する。他施設の里親支援専門相談員とも情報共有など協力し、里親の支援を行う。
- ④昨年度より開設した児童家庭支援センター「わかぎ」内の「里親支援機関 糸」と共同し、より細やかな里親支援・普及啓発を行う。
- ⑤天理教三重教区里親会の運営にも携わり、行事開催時の託児等を協力して行なっていく。

(7) 保護者への支援の充実

- ①家庭支援専門相談員をその専任として当たらせて、児童相談所と情報を共有し協議を行い、また市町との協議を通して運営に努める。
- ②入所の際には「入所に際しての心得」を配布し、説明を行う。
- ③児童相談所と協議を重ねながら、子どもと家族の関係づくりのために、面会・外出・外泊等を積極的に行う。また、学校行事等への参加を働きかける。
- ④面会等の対応を積極的に行い、情報共有に努める。
- ⑤外泊を開始する前には、可能な限り家庭訪問を行い、家庭の状況把握に努める。
家族との交流の乏しい子どもには週末里親利用を考慮し、家庭生活を体験できる機会を設ける。

7. 危機管理関係

(1) 防犯・防災(防災訓練の実施、防犯対策)

毎月1回、職員会議の日に非常連絡網訓練と自主訓練を実施する。

また、3ヶ月に1回、各家でグループ危機対応訓練(事故・事件、風水害、防犯、火震害)を職員、子どもと一緒にを行う。

また、年に2回施設内研修を行い、その中で避難訓練や消火訓練、防災の勉強会を実施し、防災意識を高める。

防犯・防災の設備、用品の確保強化に努める。

BCPIに基づき危機管理体制の充実を図る。

(2) リスクマネジメント(ヒヤリハット等)に向けた取り組みの充実を図る。

8. 設備関係

(1) 車両(公用車両)

安全運転管理者制度に沿って選任された安全運転管理者、副安全運転管理者をそれぞれ1名ずつ配置し、公用車の管理及び「交通安全教育指針」に基づく交通安全教育を実践する

公用車両の管理については、定期的に洗車、車両の状態を確認し、良好な維持保全に努める。全車両にドライブレコーダーを設置し、交通事故発生時における適切な事故処理に努めるとともに、アルコール検知器の使用義務化に伴う、酒気帯び確認内容の記録等及び検知器の有効保持を管理する。また、緊急時の対応を含めた職員研修等を実施し、職員の安全意識の向上を図る。

(2) 環境整備

① 環境整美活動

施設内の環境美化を目的に、日常的に整美活動に努めるとともに、月に1回程度、全職員による施設全体的な整美活動時間を設け、各部署で整美活動を実施する。

② 保守点検

消防設備(消火器、スプリンクラー、火災報知器等)や防犯・防災設備(防犯カメラ、非常連絡通報

装置、震災、緊急地震速報 等)、その他(電気、ガス、水道、浄化槽 等)の点検を随時実施する。
(業者委託を含む)

③各倉庫管理表

施設内にある各倉庫の物品を使用する際に、管理表を用いて物品内容の把握や使用者の把握をし、整理整頓及び物品整美に努める。

④自主点検表

防災、医療、食品衛生、環境整美、個人情報、金銭管理の項目を毎月各家で点検するよう努める。

(4)改修・修繕

①経年劣化による修繕

施設内各所による経年劣化に対して、計画的に修繕を行い、設備及び環境を常に整えるよう努める。

9. 職員関係

(1)職員研修

必要な研修を選び、適宜職員に受講してもらう。また、キャリアアップ研修も必要に応じて受講予定。

(2)福利厚生

職員の心身の健康と安全の確保及び、働きやすい職場づくりを目指し、取り組みを行っている。職員の慰安や医療、衛生などの福利厚生を目的とした福利厚生費を元に計画的に運用している。取り組みとしては、福利厚生品の購入と手配、親睦会(歓迎会、暑気払い、忘年会、職員旅行)などがある。職員のライフスタイルや意向を尊重できるよう工夫している。

10. その他

(1)寄付

施設の現状や取り組み、寄付の用途を十分に説明し、寄付者の意向を踏まえた上で、ホームページを活用し、公表する。

(2)庶務関係

各種申請書類について、電子申請及び承認を用いて、適切に管理者及び担当者が経由及び承認を行う。又、書類管理について、常に整理整頓を心掛け、適正に保管する。

(3)会計関係

公的金融の適切な運用及び管理を図る為、法人「経理規程」並び「預り金規程」を遵守し、厳正な経理体制に基づいた業務の徹底に努める。

おわりに

今後も、法改正、及び国・県政の動向に応じた取り組みを講じていく。